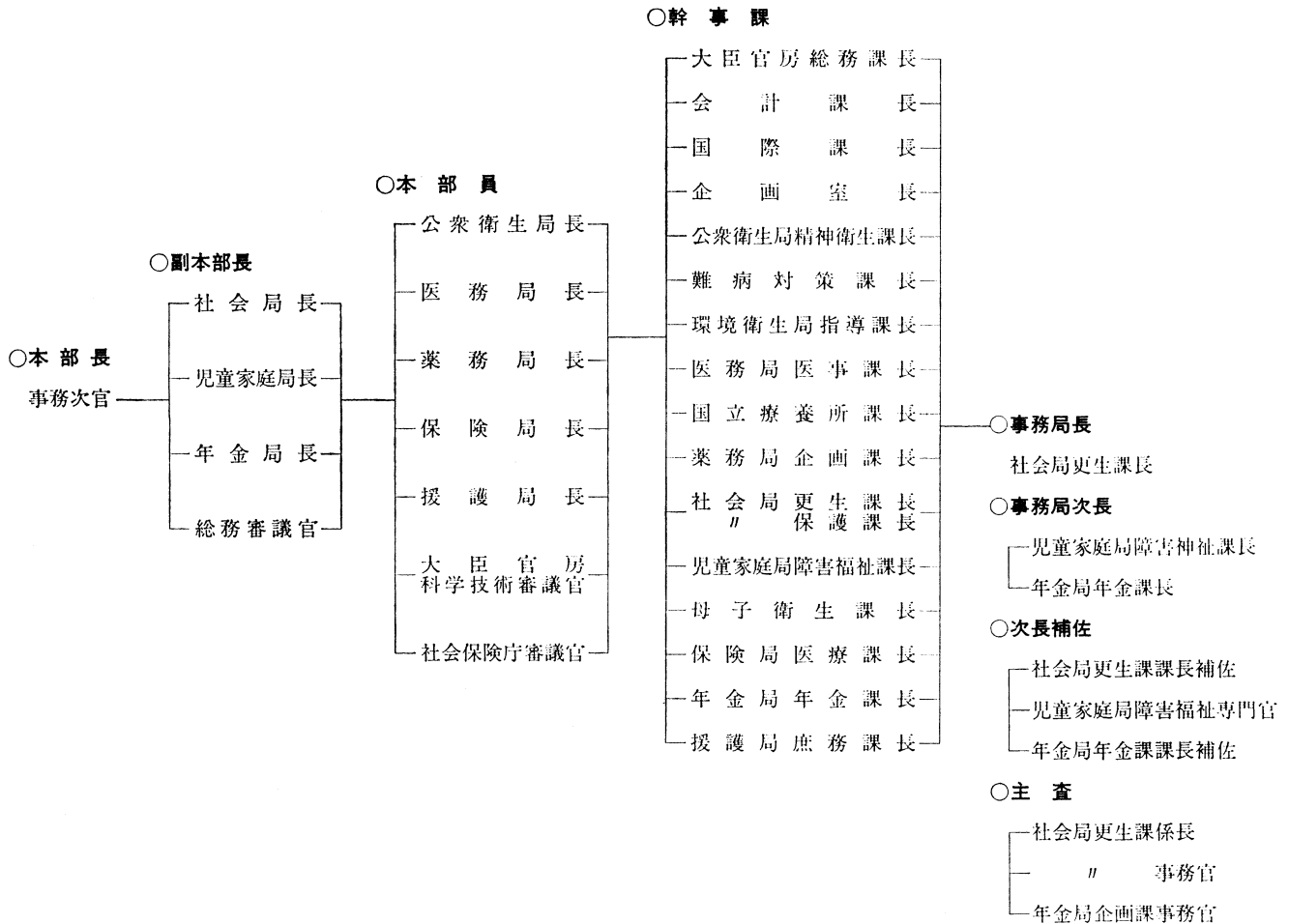


3 国際障害者年推進本部組織図



務局員若干名を置く。

3 事務局長は、社会局更生課長をもって充てる。

(任命)

第4条 本部長、副本部長及び本部員は、厚生大臣が任命する。

2 幹事、事務局長、事務局次長及び事務局員は、本部長が任命する。

(庶務)

第5条 本部の庶務は、社会局更生課において児童家庭局障害福祉課及び年金局年金課の協力を得て処理する。

(補則)

第6条 本部の運営に関して必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この規程は、昭和56年1月23日から施行する。

VII. 3. 8. 障害者生活保障問題専門家会議

報告書

(58. 7. 28.)

昭和56年の国際障害者年を契機として、障害者の生活保障について、所得保障をはじめ、リハビリテーション、施設サービス、在宅サービス、就労対策等による総合的な対応を図る必要性についての認識がとみに高まっている。

このような状況の下で、本専門家会議は、昭和57年5月、厚生大臣から「今後の障害者の生活保障の在り方について」意見具申を求められて以来、関係団体からの意見聴取を含め10回にわたる審議を重ね、現行の障害者対策の問題点、今後の障害者の生活保障の在り方等について検討を行ってきた。その結果、障害者の自立と社会参加を促進していくため、以下のような各般の施策を講じ

ていくことが必要であるとの結論に達した。政府においては、これらの施策の具体化に最大限の努力を払われ、所要の措置を早急に講じられることを切に要望する。

第1 基本的な考え方

- ・「完全参加と平等」という国際障害者年のテーマにもみられるように、障害者対策の基本的目標は、障害者が障害に伴う様々なハンディキャップを克服し、自立した社会人として健常者と平等に社会参加することを容易ならしめることにある。
- ・障害の発生は予測することができないものであり、また、何人も自己又はその家族が障害者となる可能性を有していることを考慮すると、障害者対策は、社会にとって必然の課題といえる。特に、発生した障害を克服し自立生活を営むことを障害者の自助努力にゆだねることには限界があり、社会全体が連帯して障害者の生活を保障していく必要がある。
- ・障害者の生活保障のためには、昨年政府において策定した「障害者対策に関する長期計画」に基づき、福祉、保健、雇用、教育をはじめとする各般の施策の総合的かつ効果的な推進が必要であり、なかんずく所得保障制度の確立が緊急の課題であると考え、これらの各般の施策の推進に当たっては、上記の障害者対策の基本的目標を踏まえつつ、次に示すような方向に沿って行うべきである。

第2 障害者の所得保障制度の確立

- ・現行の障害者に対する所得保障制度においては、制度間に格差が存在するのみならず、ややもすれば保障の手が及びえない者もみられる。このため、すべての成人障害者が自立生活を営める基盤を形成する観点から、所得保障制度全般にわたる見直しを行うべきである。
- ・障害者の所得保障は、障害により失われた稼得能力の補てんと、重度の障害により特に要する費用の補てんの双方の観点を踏まえて行われる必要がある。
- ・現行の障害年金制度における拠出制の年金受給者と福祉年金受給者の間の給付格差の解消を図るべきである。

これに伴い、現行の福祉手当制度についても、所要の見直しを加え、障害の特に重い者のニーズに的確に応えられるよう給付の重点化を図る必要がある。その際、最重度の障害者への給付額は、現行の福祉手当給付額の2倍程度を目途とすることが適当である。

- ・他方、所得保障制度の趣旨から、障害者本人に稼得収入がある場合等には、何らかの支給制限を行うべきであり、また、他の制度から相当水準の給付が行われている場合、在宅福祉サービスが行われたり、福祉施設等へ入所している場合には、一定の支給調整又は応分の費用負担を行うこととすべきである。
- ・障害者所得保障のために必要な財源については、現行制度の財源を活用するほか、社会連帯の思想に基づく方途を考慮することが適当である。

第3 障害の評価・認定の見直し

- ・現在の障害の評価・認定は、身体の生理学的・形態的評価を中心に行っているが、これを稼得能力と日常生活能力をよりの確に反映する合理的な評価・認定の仕方に改める必要がある。
- ・このため、今後、障害者の所得保障制度に係る障害の評価・認定を的確に処理できる判定体制の確立に努める必要がある。
- ・また、身体障害者福祉法についても、身体障害者の範囲、等級、障害評価・認定方法等の在り方につき見直しを行う必要がある。

第4 在宅福祉サービスの充実

- ・障害者が地域社会の一員として自立した生活を営むためには、所得保障とあわせて、家庭奉仕員派遣事業、社会参加促進事業等の在宅福祉サービスを総合的かつ計画的に充実させていくことが必要である。
- ・また、身体障害者更生援護施設等については、在宅福祉サービスとの関連で、障害者のニーズに対応する目的及び機能を有するよう、その施設体系の在り方を見直すことが必要である。

第5 リハビリテーション対策の推進

- ・障害者のリハビリテーションの基礎的条件整備のため、身体障害者更生相談所、精神薄弱者更生相談所の機能の強化を図るとともに、体系的なリハビリテーション施設の整備を推進することが必要である。
- ・また、精神障害者のための公的病院、精神衛生センター、回復者社会復帰施設等精神障害者のリハビリテーションのための施設・制度についても整備を推進する必要がある。
- ・さらに、障害者の自立生活に必要な補装具、福祉機器等の研究開発及び情報提供体制を確立するとともに、各種リハビリテーションサービスを提供するため

の専門従事者の養成訓練及び資質の向上を図る必要がある。

第6 障害児対策の充実

- ・ 障害児についても、家庭や地域社会の一員として生活できるよう、在宅対策を充実する必要がある。このため、施設のオープン化等の在宅対策の充実については、とりわけ推進を図る必要がある。
- ・ 重度障害児に係る経済援助については、前記の障害者所得保障との関連で、障害児に係る現行の手当制度についても手直しを行う必要が生じようがその際、成人の障害者とは違った観点からの配慮が必要である。

第7 啓発、雇用、教育その他の障害者対策の充実

- ・ 障害者の社会参加を阻む偏見と差別意識をなくすための啓発・広報活動を進めていく必要がある。特に、健常児が幼少年時代から障害者に対する正しい理解と認識を深めるようにすることが重要である。
- ・ 障害者の一般雇用の場を確保するため、きめ細かな雇用・就業対策を講ずる必要があり、また、一般雇用が困難な者については、各種授産施設の整備をはじめとする福祉対策の充実をもって対応すべきである。このため、労働行政と福祉行政との連携を更に強化する必要がある。
- ・ 障害児に対する教育は、障害児がその持てる可能性を最大限に発揮できるよう配慮する必要がある。また、高等教育等の分野においても障害者への配慮を強化すべきである。
- ・ 障害者が地域社会の一員として自立した生活を営むためには、障害者を取りまく生活環境を整えることが不可欠である。このため、住宅、公共建築物等を障害者の利用に適するように整備改善すること、障害者の移動交通手段を確保すること等が必要である。
- ・ その他の障害者対策についても、昨年政府において策定した「障害者対策に関する長期計画」の目標に沿った適切な対策の推進が必要である。